

「産業情報かわさき」広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人川崎市産業振興財団（以下「財団」という。）が発行する情報誌「産業情報かわさき」（以下「情報誌」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合には、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として財団理事長が不相当と認めるもの

(広告掲載の対象者)

第3条 広告掲載の対象者は、川崎市内の企業や団体等とし、川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

(広告掲載の募集・規格)

第4条 広告掲載希望者の募集は、情報誌やホームページ等の媒体を活用して周知し、募集するものとする。

2 広告掲載を募集するにあたっては、別途広告掲載料・規格等を定めた産業情報かわさき広告募集要項に基づきおこなうものとする。

(広告掲載の申し込み)

第5条 情報誌への広告掲載等希望者は、産業情報かわさき広告掲載申込書（第1号様式）を別途定める産業情報かわさき広告募集要項に定める期限までに提出することにより申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 財団理事長は、第2条及び第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 財団理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載承認通知書(第2号様式)又は広告掲載等不承認通知書(第3号様式)により前条の申込み者に通知する。

3 財団理事長は、広告掲載希望者がその募集枠数を超えたときは、抽選により決定する。ただし、年度内に広告掲載をしていないものは優先することができる。

(広告掲載の承諾と原稿等の作成及び提出)

第7条 広告掲載承認の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を確認したものとし、広告掲載の原稿を第2条から第4条の規定に基づき作成し、原則として財団理事長が指定した期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告掲載の原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載等料金の支払い)

第8条 広告主は、広告掲載料金を財団理事長が指定する期日までに、支払うものとする。

(広告掲載等の取り消し)

第9条 財団理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載等を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載の原稿及びチラシ等の提出がないとき。

(2) 広告主、広告掲載の内容が、この要領等に抵触していると判断したとき、または各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき。

(3) その他、広告掲載が適切でないと財団理事長が判断したとき。

(広告掲載等の取り下げ)

第10条 広告主は自己の都合により、情報誌への広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により財団理事長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済み月額総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告掲載等の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載等の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告掲載等の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告掲載等に関し必要な事項は、別途財団理事長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。